

がん治療中の医療用かつら購入費を助成

がん治療中の人の治療と就労の両立、療養生活の質の向上を図るため、がん治療に伴う医療用かつらの購入費用の一部を助成します

対象者

- ・医療用かつら購入日と申請日に、住民基本台帳に記録されている人。
- ・がんと診断され、その治療を行っている人。
- ・他の法令等に基づく助成などを受けていない人。

町税や国民健康保険税を滞納している世帯の人は対象になりません。

助成対象

- ・令和2年4月1日以後に購入したもの。
- ・就労、社会参加等のために購入したもの。
- ・がん治療に伴う脱毛に対応するもの。

本体価格に含まれない付属品や医療用かつらのケア用品(クリーナー、リンス、ブラシ等)は対象外。

助成金額

- ・1人につき、20,000円か購入経費の2分の1の額のいずれか低い額。
- ・助成は、各年度1回限り。

申請期間

購入費用を支払った日から1年以内

申請に必要なもの

- ・印かん(スタンプ式でないもの)
- ・振込先の通帳(本人名義)
- ・医療用かつらを購入した領収書の写し
- ・脱毛の副作用がある、がん治療を受けていることを証明する書類
- ・課税の状況を確認できる書類
- ・本人を確認する書類

代理申請も可能です。

固健康づくり推進課 ☎ 234 - 6123

復興レポート 光 REPORT

今月は、熊本地震で被害が大きかった、杉堂地区の町道復旧をレポートします。

同地区の県道熊本高森線から集落につながる町道は、道路沿いの大型擁壁に亀裂が入り、その上の山の中腹も崩れるという大きな被害を受けました。町道の復旧に合わせて、山と擁壁の復旧を行ったため、現在は通行可能です。

【復旧前】



【復旧後】



1 2 上空から撮影した復旧工事前後

3 4 地上で撮影した復旧工事前後(3 南側から 4 北側から)

2020.7